

勝浦町技能労務職員（公営企業含）給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年12月策定

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ (平成20年4月1日現在)

区分	勝浦町			民間			参考 A / B
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (A) (千円)	対応する民間の 類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B)	
全体(企業職含)	19人	50.42	260		-	-	-
うち清掃員	1人			廃棄物処理業従業員	43.6	299.7	-
うち学校給食員	6人	50.83	254	調理士	45.5	222.0	1.14
うち用務員	5人	53.4	291	用務員	53.9	225.9	1.29
うちその他	7人	48.57	245	-	-	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。(平成17年～19年の3カ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数 (平成20年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳～ 25歳	26歳～ 30歳	31歳～ 35歳	36歳～ 40歳	41歳～ 45歳	46歳～ 50歳	51歳～ 55歳	56歳～ 60歳	61歳 以上
全体(企業職含)						2	6	8	3	
うち清掃員							1			
うち学校給食員							2	3	1	
うち用務員							1	3	1	
うちその他						2	2	2	1	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当なし

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇

2 基本的な方針

技能労務職員については欠員不補充を原則とし、平成14年4月を最後に採用は行っていない。

平成16年度から取り組んでいる「勝浦町行政改革推進プラン」の中で、民間で実施している事業や非効率事業について、民間への移管や業務委託を検討、推進することとしている。平成18年度からはごみ焼却業務の隣接市への委託や民間委託、平成19年度には保育所業務の民間委託を決定し、平成22年度からの実施に向けて準備を進めている。

他の施設や業務においても、今後、順次委託や民間移管を検討することとしており、将来に向けて技能労務職業務については可能な限り民間等において実施することとしている。

このため、給与等については当面現制度を維持することとする。

3 具体的な取組内容

学校給食、及び病院給食については、現職員の体制で続けられるまで存続し、以後は民間への委託を検討する。

用務員業務についても、既に学校用務員については臨時職員での対応としており、他の施設についても指定管理者制度等を活用し、職員での直接管理を減らしている。

4 その他

本町では技能労務職員についての前歴換算は低く調整されているため、平均給与も定額となっている。また、年齢についても平均年齢は50.4歳と高齢であり、将来では技能労務職業務の全てを民間への委託等で対応できるよう進めている。